

株式等取扱規則

日立建機株式会社

日立建機株式会社 株式等取扱規則

第1章 総則

(目的)

第1条 当社の株主の権利の行使等に関する取扱いその他株式及び新株予約権に関する取扱いについては、振替機関である株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）及び口座管理機関である証券会社等（当社が開設した特別口座の口座管理機関を含む。以下「証券会社等」という。）の定めるところによるほか、定款の規定により、本規則の定めるところによる。

(株主名簿管理人)

第2条 当社の株主名簿管理人及び株主名簿管理人事務取扱場所は、次のとおりとする。
株主名簿管理人 東京都千代田区神田錦町三丁目11番地 東京証券代行株式会社
同事務取扱場所 東京都千代田区神田錦町三丁目11番地 東京証券代行株式会社本店
当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成及び備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、前項の株主名簿管理人に委託する。

(請求、届出等の手続)

第3条 本規則による請求又は届出等の手続は、次項及び第5章に定めるものを除き、次の各号の区分に応じて、当該各号に定める口座管理機関に対して行うものとする。
一 自ら開設した振替口座に記録された株式に関して手続を行う場合
当該口座が開設されている口座管理機関
二 当社が開設した特別口座に記録された株式に関して手続を行う場合
特別口座の口座管理機関
前項に定める口座管理機関において受理又は取り次ぐことができない配当金の支払その他当社が株主名簿管理人に事務を行うことを委託した事項についての請求又は届出等は、株主名簿管理人に対して行うものとする。

(請求、届出等における本人確認)

第4条 本規則による請求又は届出等が株主から証券会社等及び機構を経由して行われる場合は、当社は、当該請求又は届出等が株主本人からなされたものとみなして取り扱う。
本規則による請求又は届出等が株主から当社又は株主名簿管理人に対して直接行われる場合は、本人であることを証する書面を添えるものとする。ただし、当社において本人からの請求又は届出等であるとみなしたときはこの限りではない。
前項の請求又は届出等について、代理人により行うときは代理権を証する書面を、保佐人又は補助人の同意を要するときは同意を証する書面を提出するものとする。
第1項及び第2項の規定は、代理人、保佐人、及び補助人に準用する。

(営業日の計算)

第5条 本規則において、営業日とは、機構の休業日以外の日をいう。

第2章 株主名簿への記載又は記録

(株主名簿への記載又は記録)

第6条 当社は、機構から総株主通知を受けたときは、当該通知の内容に基づいて株主名簿への記載又は記録を行う。
当社は、機構から住所又は氏名若しくは名称その他届出がなされた事項について変更の通知を受けたときは、当該通知の内容に基づいて株主名簿の記載又は記録を変更する。
前2項のほか、株式の発行その他法令に定める場合は、株主名簿への記載又は記録を行う。

第3章 諸届

(住所、氏名又は名称の届出)

第7条 株主又はその法定代理人は、証券会社等及び機構を経由して、住所、氏名又は名称を届け出るものとする。これを変更したときもまた同様とする。

(在外株主等の仮住所又は代理人の届出)

第 8 条 外国に居住する株主又はその法定代理人は、証券会社等及び機構を経由して、日本国内に仮住所又は代理人を定めてこれを届け出るものとする。これを変更したときもまた同様とする。

(法定代理人の届出)

第 9 条 親権者又は後見人等の法定代理人があるときは、証券会社等及び機構を経由して、法定代理人の住所、氏名又は名称その他必要な事項を届け出るものとする。これを変更したときもまた同様とする。

(共有株式の代表者の届出)

第 10 条 共有株式の代表者を定めるときは、証券会社等及び機構を経由して、共有代表者の住所、氏名又は名称その他必要な事項を届け出るものとする。これを変更したときもまた同様とする。

(法人代表者の届出)

第 11 条 株主が法人の場合には、証券会社等及び機構を経由して、法人の代表者の役職名及び氏名を届け出るものとする。これを変更したときもまた同様とする。

(配当金の振込先指定の届出)

第 12 条 配当金を受け取る預金口座又は貯金口座を指定するときは、証券会社等及び機構を経由して、これを届け出るものとする。これを変更するときもまた同様とする。

(登録株式質権者への準用)

第 13 条 第 4 条及び本章の規定は、登録株式質権者にこれを準用する。

第 4 章 単元未満株式

第 1 節 単元株式数

(単元株式数)

第 14 条 当社の単元株式数は、100 株とする。

第 2 節 単元未満株式の買取り

(株主による単元未満株式の買取り請求)

第 15 条 単元未満株式を買い取ることを当会社に請求（以下「買取り請求」という。）するとき、機構の定めるところに従い、証券会社等及び機構を経由して行うものとする。

前項の買取り請求の効力は、買取り請求に係る通知が機構から株主名簿管理人の事務取扱場所に到達した時に発生するものとする。

(買取り請求に係る単元未満株式の買取り価額)

第 16 条 買取り請求に係る単元未満株式の買取り価額は、次項により定められる 1 株当たりの買取り価格に買取り請求に係る単元未満株式数を乗じて得た金額とする。

買取り請求に係る単元未満株式 1 株当たりの買取り価格は、前条第 2 項に定める買取り請求の効力発生日に株式会社東京証券取引所において当会社株式につき最終に成立した普通売買取引の 1 株当たりの価格とし、同日に当会社株式の普通売買取引がないときは、その後同取引所において最初に成立した普通売買取引の 1 株当たりの価格とする。

(買取り請求に係る単元未満株式の買取代金の支払)

第 17 条 買取り請求に係る単元未満株式の買取代金は、前条に基づく買取り価額の決定日の翌日から起算して 4 営業日目の日に支払う。ただし、前条第 2 項の 1 株当たりの買取り価格が、剰余金の配当等に関する配当付価格又は株式分割等に関する権利付価格であるときは、その基準日又は割当日以前に買取代金を支払う。

(買取り請求に係る単元未満株式の移転)

第 18 条 買取り請求に係る単元未満株式は、前条の規定に基づく買取代金の支払手続が完了した日に当会社の口座に振り替えられるものとする。

第3節 単元未満株式の売渡し

(株主による単元未満株式の買増請求)

第19条 単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当会社に請求(以下「買増請求」という。)するときは、機構の定めるところに従い、証券会社等及び機構を経由して行うものとする。

前項の買増請求の効力は、買増請求に係る通知が、機構から株主名簿管理人の事務取扱場所に到達した時に発生するものとする。

(買増請求の制限)

第20条 同一日になされた買増請求に係る単元未満株式数の合計が、当社が買増請求に応じて売り渡すために保有する自己株式数を超過しているときは、その日におけるすべての買増請求は、その効力を生じないものとする。

当社は、買増請求に応じて売り渡すために保有する自己株式数が1,000株を下回ったときは、その翌営業日以降、同株式数が2,000株以上となった日までの間、新たな買増請求の受付を停止する。

(買増請求の受付停止期間)

第21条 当社は、毎年、次の各号に定める日から起算して10営業日前から当該各号に定める日までの間、それぞれ買増請求の受付を停止する。

- 一 3月末日
- 二 6月末日
- 三 9月末日
- 四 12月末日

前項の規定にかかわらず、当社又は機構が必要と認めるときは、買増請求の受付停止期間を設けることができる。

(買増請求に係る単元未満株式の買増価額)

第22条 買増請求に係る単元未満株式の買増価額は、次項により定められる1株当たりの買増価格に買増請求に係る単元未満株式数を乗じて得た金額とする。

買増請求に係る単元未満株式1株当たりの買増価格は、第19条第2項に定める買増請求の効力発生日に株式会社東京証券取引所において当社株式につき最終に成立した普通売買取引の1株当たりの価格とし、同日に当社株式の普通売買取引がないときは、その後同取引所において最初に成立した普通売買取引の1株当たりの価格とする。

(買増請求に係る単元未満株式の買増代金の受領)

第23条 当社は、買増請求に係る単元未満株式の買増代金を前条第1項に基づく買増価額が決定した日の翌営業日から起算して3営業日目日に、証券会社等を通じて受領するものとする。ただし、前条第2項の1株当たりの買増価格が、剰余金の配当等に関する配当付価格又は株式分割等に関する権利付価格であるときは、その基準日又は割当日以前に買増代金を受領するものとする。

(買増請求に係る単元未満株式の移転)

第24条 当社は、買増代金が当社所定の銀行預金口座に振り込まれたことを確認した日に、当社が売り渡すべき株式の買増請求をした株主の振替口座への振替を申請する。

第5章 株主の権利の行使

第1節 書面交付請求及び異議申述

(書面交付請求及び異議申述)

第25条 会社法第325条の5第1項に規定された株主総会参考書類等の電子提供措置事項を記載した書面の交付の請求(以下「書面交付請求」という。)及び同条第5項に規定された異議の申述をするときは、書面により行うものとする。ただし、書面交付請求を証券会社等及び機構を通じてする場合は、証券会社等及び機構が定めるところによるものとする。

第2節 少数株主権等の行使方法

(少数株主権等の行使方法)

第26条 社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第147条第4項に定める少数株主権等を証券会社等及び機構を経由せずに当会社に対して直接行使するときは、あらかじめ、証券会社等を経由して、機構に対して、個別株主通知の申出を行った上、書面をもって行うものとする。

第3節 電磁的方法による議決権の行使

(議決権行使ウェブサイト)

第27条 当会社における電磁的方法による議決権の行使は、インターネット上の「議決権行使ウェブサイト (<https://www.tosyodai54.net>)」において、これを行うものとする。

(議決権行使コード及びパスワード)

第28条 「議決権行使ウェブサイト」において議決権を行使するに当たっては、別途株主に通知する議決権行使コード及びパスワードを入力してこれを行うものとする。

(本人確認)

第29条 当会社は、「議決権行使ウェブサイト」において議決権行使コード及びパスワードを正しく入力した者を株主本人として取り扱う。

(通信料金等の負担)

第30条 「議決権行使ウェブサイト」の利用に伴って発生する通信料金及び接続料金は、株主がこれを負担するものとする。

(二重行使の取扱い)

第31条 書面と電磁的方法による議決権の行使が重ねて行われたときは、電磁的方法によるものを議決権の行使として取り扱う。

第6章 特別口座

(特別口座の口座管理機関)

第32条 当社が開設した特別口座の口座管理機関は、次のとおりとする。

口座管理機関	東京都千代田区神田錦町三丁目11番地 東京証券代行株式会社
同事務取次所	三井住友信託銀行株式会社 本店及び全国各支店

(特別口座からの振替の申請)

第33条 特別口座に記録された株式を他の証券会社等に開設した自己の振替口座へ振り替えるときは、前条に定める特別口座の口座管理機関に対して申請するものとする。

以上
(令和5年8月22日 変更)